

廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）に関する説明会

排出事業者・産業廃棄物処理業者の皆様へ

廃水銀等の処分基準や水銀使用製品産業廃棄物等の処理基準等が新たに定められ、平成29年10月1日から施行されます。

つきましては、改正内容の周知のため、以下のとおり県内6会場にて説明会を開催します。

地区名	日程	時間	会場	定員(名)
吾妻	8月21日(月)	13:30~15:30 (受付：13:00~)	中之条合同庁舎 会議室棟3階大会議室 (中之条町大字中之条町664)	70
太田	8月22日(火)	10:30~12:30 (受付：10:00~)	太田市新田文化会館 エアリスホール (太田市新田金井町607)	800
前橋①	8月24日(木)	14:00~16:00 (受付：13:30~)	群馬会館 ホール (前橋市大手町2-1-1)	400
前橋②	8月28日(月)	13:30~15:30 (受付：13:00~)	前橋市総合福祉会館 多目的ホール (前橋市日吉町2-17-10)	200
利根沼田	8月29日(火)	13:30~15:30 (受付：13:00~)	利根沼田振興局庁舎 101会議室 (沼田市薄根町4412)	80
高崎	9月 1日(金)	13:30~15:30 (受付：13:00~)	高崎市総合保健センター 第1会議室 (高崎市高松町5-28)	200

<参加申込方法>

「群馬県産業廃棄物情報」(<http://www.gunma-sanpai.jp/>)のホームページに参加申込用のページがありますので、そちらからお申し込みください。

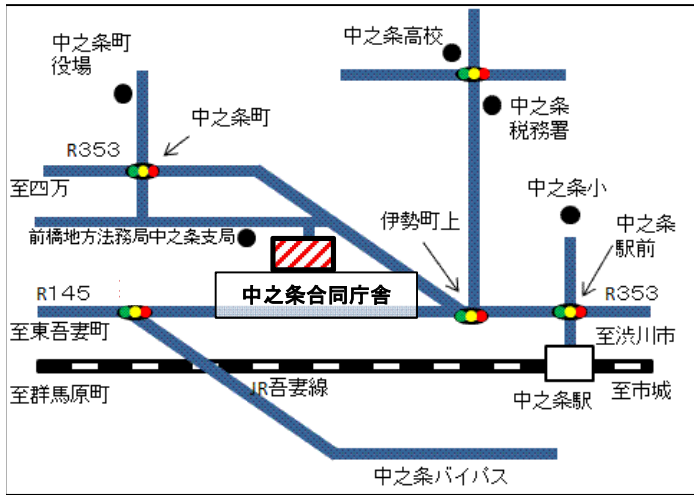
注) 参加受付は先着順とさせていただきますので、御希望の方はお早めにお申し込みください。

主催：群馬県・前橋市・高崎市

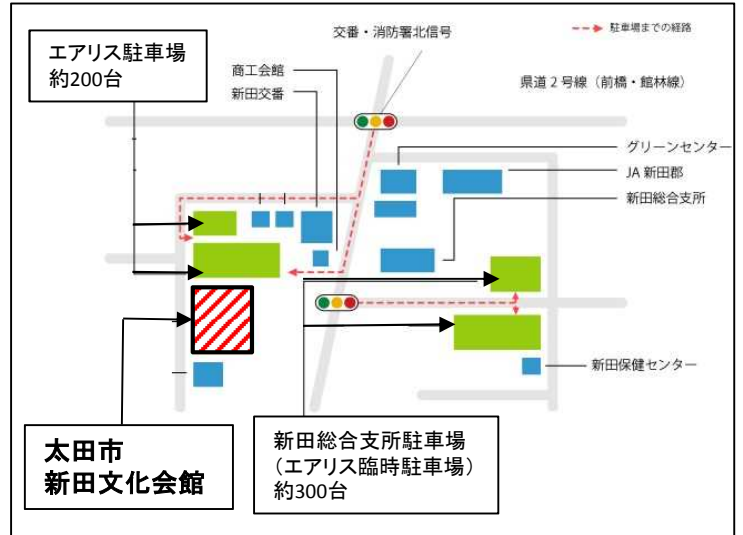
総合問い合わせ先

群馬県廃棄物・リサイクル課産業廃棄物係
TEL：027-226-2862、FAX：027-223-7292

＜会場案内図＞ ※御来場の際は、なるべく公共交通機関の御利用をお願いします。



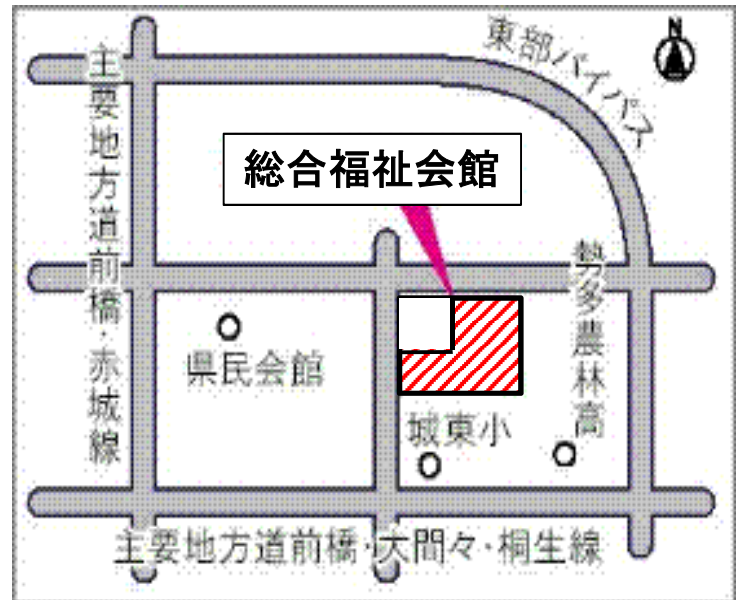
吾妻地区：中之条合同庁舎



太田地区：太田市新田文化会館



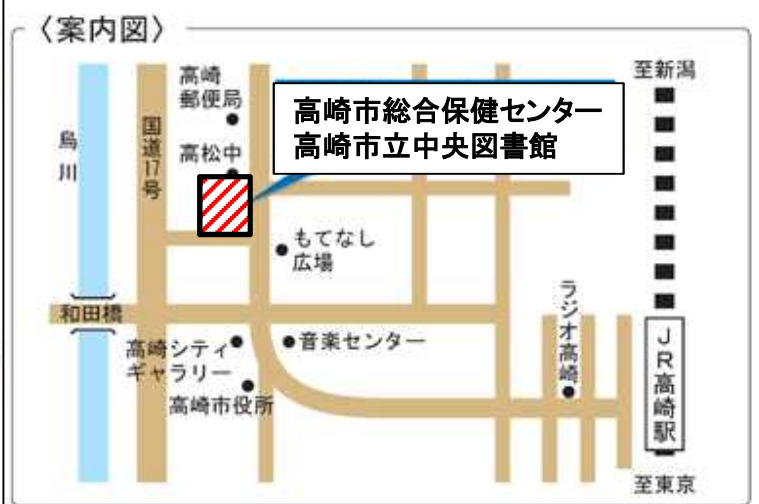
前橋地区①：群馬会館



前橋地区②：前橋市総合福祉会館



利根沼田地区：利根沼田振興局庁舎



高崎地区：高崎市総合保健センター